

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、国や地方公共団体、国民の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に推進する責務を明らかにしました。また、北海道においても、平成13年に「北海道男女平等参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取り組みを行っています。男女共同参画に対する社会全体の意識は浸透してきてはいるものの、依然として*性別による固定的役割分担意識や社会的慣行が根強く残っているのが実態です。

近年では、*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性の再就業、さらには、少子高齢化の進行に伴う家族形態や労働環境の変化、女性に対する暴力の問題など新たな状況への対応も求められています。

今後、町民一人ひとりが夢と希望を持って、いきいきと豊かな生活を送ることができる真の男女共同参画社会の実現のため、このプランを策定するものです。

2 プランの目的

このプランは、男女共同参画社会の実現の基本的な考え方と取り組みの方向性を示すための計画であり、町民、事業者、行政など、地域が一体となって取り組むための施策を明らかにし、具体的な行動を推進していくための指標とするものです。

3 プランの性格

このプランは、本町における男女共同参画社会の実現に向けた4つの基本目標とその目標を達成するための基本方向及び施策の方向について明らかにするものです。

策定に当たっては、国の「男女共同参画基本計画」、北海道の「北海道男女平等参画基本計画」及び本町の「第5期音更町総合計画」を踏まえるとともに、本町における男女共同参画町民アンケートの結果や音更町男女共同参画計画審議会での意見を基に、町民の皆さんから幅広く意見を聴取し、プランへの反映に努めています。

4 プランの期間

平成27年度から平成36年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを検討します。

- * 性別による固定的役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
- * ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。